

解放運動は革命闘争の一環⑤

～ 「同対審委員」の不都合な真実 ～

昭和 36 年、第 16 回全国大会では部落解放運動 40 年を期して重大な闘争を決定します。完全解放をめざす名目で全国闘争を展開するという方針です。

「請願運動(部落解放国策樹立要請請願運動)」を一大斗争と位置づけ、全国的規模で行います。どういうことかということ、具体的には部落解放の施策を実施するよう自治体闘争を基礎として行いながら、各市町村や府県で地方議会請願などを活発に行って決議させること。同時に諸団体と統一戦線を結成し、政府に部落解放の施策実施を要求する大行進を福岡と長野の二方面から行い、政府に同和施策を要求し、実施させるということです。

村越ノート1(戦後部落解放史ノートその1 村越末男)は、
「15万人を動員、1000カ所で大衆集会がもたれる画期的大会となった」と、この請願闘争による政府への要求によって同和对策予算が増額され、内閣同和对策審議会が発足したと記しています。

解同中央委員会は 6 月 4 日の中央委員会で、
「中央の国家機関に対し、総合的な部落解放政策を樹立し実施せよと要求し、同盟の全組織をあげて全国的な統一行動で取り組むたたかいである」「独立と平和と民主と生活のための全人民的統一戦線を強大な力にするために、あらゆる民主勢力・革新勢力との共闘態勢を確立していかなければならない」(中央 192、196 号)
という運動方針を決定します。

中央本部は、同盟の全組織をあげて取り組む第一期斗争を開始するよう通達を出します。どのように進めるのでしょうか。

「憲法に保障された基本的人権を認めよと、市町村から府県へさらに府県から政府へと強力な闘いを組もうということでもあります。」

自治体闘争を市町村から攻めていって府県へ、そして政府を動かすということです。

請願運動を行うに当たり、解同だけの問題でなく「全国民的支持と協力のもとに闘われなければならない」として次のように指示します。

「各府県連は、支部のそれぞれの要求を統一させ、市町村の当局に積極的に要求闘争を起こすよう指示する」

「各府県連は今度の闘争が、部落民のもつ諸要求を、政府に向けて闘いとる闘争であることを認識させ、各部落のどんな小さな要求をもあげさせ、その実行を迫るような闘争形態を組むこと」

「各府県連支部は、各民主政党民主団体に対して、今から統一闘争に参加できるような要求の統一を呼びかけ、今年の請願闘争の意義を認識させ支持と協力を得るよう努力すること」(中央 192 号)

「憲法に保障された基本的人権を認めよ」とはどういうことでしょうか。なぜ基本的人権の保障を求めるのでしょうか。解同はそれを「市民的権利」という言葉にして述べています。解同は昭和 26 年のオールロマンズ事件の際に行った、差別を行政の責任にして糾弾する行政糾弾闘争を「差別糾弾の最高の闘争形態である行政闘争として発展させることができた」と 16 回大会で高く評価します。

そして同大会の運動方針に次のように記します。引用して示しましょう。

「われわれはこの差別行政に反対し、いっさいの市民的権利を法律上だけではなしに現実に保障するよう、行政当局に要求する権利がある。あらゆるきっかけをとらえて、差別行政に対する闘争を全面的に展開しなければならない。このことが明らかになったとき、われわれの闘争は飛躍的に発展した。生活を守る闘争も、文化・教育水準を高める闘争も、また言動による差別の糾弾も、すべて差別行政への闘争に発展させることができるし、またそうしなければならない。」

「市民的権利の完全な保障のための行政闘争は、われわれの闘争を発展させる戦術上のもっとも重要な決定的な環である。もとより、われわれはこれにとどまることはできない。われわれに差別行政を押しつけわれわれを極端な貧乏と無権利に陥れている元凶、反動的支配階級とアメリカ帝国主義に迫っていかねばならない。」

「これは独占資本が超過利潤を追求するために封建的な身分差別を、搾取の手段として組み入れている。これが、現在における部落問題の本質である。だからわれわれはこの独占資本主義に対決してゆかねばならないのである。それは独立と平和と民主主義と中

立の日本をつくろうとする、労働者階級を先頭とするいっさいの国民との強力な統一戦線を作り上げるということである。その統一戦線でわれわれが独自の積極的な役割を果たし、6千部落のわれわれ兄弟姉妹のみんながその統一戦線に参加するまで成長させなければならない。行政闘争はそこにいたる道である。」>

解同の闘争を発展させる「戦術上最も重要」なものが「市民的権利を保障せよと行政に対して行う闘争」だと言っているように、差別と言って市民的権利の保障を行政に要求する闘争は、あくまで解同の戦術です。政府打倒、アメリカとの対決が解放運動の先にあるのです。

解同は、独占資本が身分差別を搾取の手段として組み入れているということを「部落問題の本質」と断じています。独占資本を打倒する強力な統一戦線を作り上げる。部落民を統一戦線に参加するまで成長させる。憲法にある権利を市民的権利と言ってそれを保障せよという行政闘争は、部落民を統一戦線に参加するよう成長させる、それが目的ということです。

6月24日に請願運動の成功を期しての「全国活動者会議」が全国から約100名の府県活動家らの参加で開かれます。

「運動の進め方」「意義と目的」など、運動の基本方針説明の際、北原泰作常任中央委員から注目すべき発言がなされます。

「民主主義に2つのものがあると考え。1つはブルジョア民主主義で、いま1つは新しい民主主義＝人民民主主義である。部落解放運動は、新しい民主主義の確立にある。」>

人民民主主義とは、マルクスレーニン主義政党の指導の下に諸政党の存在と政治参画を許す体制のことです。しかし実際には中国や北朝鮮のように、諸政党の存在すら許されず、1党独裁体制が敷かれています。

なんと部落解放運動は、その人民民主主義、即ち共産主義の確立のため請願運動を行うということです。

請願運動には狙いがありました。

一つは未組織の部落を組織し拡大強化すること。

もう一つは他の諸団体と広く共闘を組み体制を強化することです。これを実現するため諸団体が参加するような要求を入れていく。

北原は「中国に教えられたのは大衆に即応した方針を出していることだ」と述べます。中国で学んだ戦術を取り入れたことが分かります。結果的にこの戦術が功を奏し、多くの諸団体が参加する請願運動となります。

北原は討議の総括として次のように述べます。

「この運動は一口に言って、憲法の条文に示された民主的権利を実現せよという闘いであり、日本の民主主義を根底から確立していくもので、解放運動史の上でも画期的なものとなろう」(中央199号)

誰も反対できない憲法の条文にある権利、その権利実現を要求しながら、実は人民民主主義、即ち共産主義社会を確立する運動を展開・発展させていくという戦術です。

請願運動が部落解放だけを目的としたものでなく、人民闘争を目的にしていることは、松本が解同委員長として7月、諸団体に支援と共闘を要請した文書にもよく表れています。

「われわれはこのたびの請願運動を契機として、部落解放の闘争を全人民解放の闘争と結合して発展させ、統一行動と統一戦線をより前進させなければならぬと決意しているのであります。この観点に立って、民主的諸政党・労働組合・平和団体・文化団体・青年婦人団体その他すべての民主的諸組織と、平和と民主主義を愛好するすべての人士に対しわれわれの請願運動への積極的な支援と共同闘争を要請する次第であります」(中央203号)

松本の諸団体へ要請した共同闘争は、まず請願行進をスタートする全九州総決起大会に6千人が結集という形で実現します。政暴法に反対する諸団体や炭鉱閉鎖の政策転換要求行進をする三池労組、失業反対闘争をする全日自労などと結合したのです。

9月11日、福岡県下の部落民4千人、自由労組1千人、県総評、教組、三池労組、市職、全日農など200団体6千人が福岡市役所前の広場を埋め尽くしました。

大会では社会党、共産党、総評、全日農、解放同盟から各1名の議長団を選出した後、大会スローガンを確認します。

①国民に憲法どおりの生活と権利を保障せよ

②戦争と差別の道、政暴法反対安保破棄

③平和民主独立中立の統一戦線を強めよう

④みんなの力で部落解放要求貫徹請願運動を成功させよう

その後、次のことを決議し行進を開始します。

①県への要求決議

②政暴法反対安保破棄

行進は三池労組の「はたかぜ」号、松本委員長・田中書記長が乗るオープンカー、「請願大行進西日本隊」の横断幕が続きます。請願行進隊の規模がいかに大きいか、その様子を次のように書いています。

「このあと社共、総評、全日農、解放同盟の赤旗がなびき、榎崎弥之助中央委員らの国会議員団、県会議員団、共闘会議代表、大分、熊本、佐賀県の代表400人が続き佐賀県総評のニュースカーが側を走る。続いて福岡県内の東・西・南部隊、20数台の車を連ねる白タク共済組合、自由労連、三池労組などの労働組合とデモの隊列は、えんえんと続く」

請願行進は他にも岡山・高知・香川・鳥取・京都などで、県内網の目行進を行います。10月2日、東日本隊も長野市を出発します。東西行動隊に合わせて集会を各地で開き県や市に対して請願闘争を行います。例えば福岡市では全日自労、全日農生活を守る会、地区労傘下の各組合代表らと約100名の部落代表が2カ所ある同市福祉事務所に押しかけて団体交渉を要求し、

①生活保護適用の申請は必ず受け付け、2週間以内に適用を決定せよ。

②ケースワーカーには申請者の意志により3者(同盟・守る会・日農)の立ち会いを認めよ。などを要求します。

広島県でも9月17日福島町に行進隊が入り、その後対県交渉を行い、

①部落解放の大幅予算を組むこと。

②学区制が差別教育を助長するとして、高校学区の改悪を廃止せよ。

③教科書・給食、修学旅行を無料にせよ。

など11項目を要求しています。この後、尾道、府中、福山でも同様に対市交渉を行います。(中央207号)

県や市町村の行政や議会から政府に請願をあげさせるという取り組みも行います。

「府県、市町村ごとに請願運動委員会をつくり、自治体への闘争を展開する」という解同中央本部の方針のもとに、

「多くの府県では民主団体との共闘で各級委員会をつくり闘争を精力的に展開し、府県市町村議会に取り上げさせ、決議させた」

と記しています。(中央211号)

東西両請願行動隊の到着に合わせて、10月10日、東京で「要求貫徹大会」(部落解放要求貫徹国民大会)を開き、2000人が結集します。集めた60万人分の署名を持って部落解放要求と政暴法粉碎の国会デモを行います。

大会では議長団に、総評東京地評稲村副議長、日中友好協会平野義太郎副会長、解同から松田喜一副委員長を選出します。大会の中心的役割を担ったのが総評、日中友好協会、解同であることが分かります。

討議の後、解同からの「部落の完全解放のための行政要求に関する決議」と全日労からの「政暴法粉碎に関する決議」を採択します。(中央209号)

請願行進や大会は、9月25日から開かれる臨時国会に合わせたものでした。大会での決議をもって、大会2日目の11日、内閣・大蔵・自治・厚生・労働・通産・農林・文部・建設の各省と東京都庁を訪れ、要請書を提出して団体交渉を行います。(中央210号)

内閣総理府での大平官房長官との交渉では、田中書記長・八木・細迫・下平各代議士を中心に約40人が

「①内閣に設置された同和对策審議会が1年有余もの間、委員を決められず開店休業状態にあるのは政府の怠慢である。急速に決めよ。

②審議会の期限は2年であるが、問題の解決まで延長せよ。

③審議会の権限と機能を強めること。

④各省は審議会の結論が出た上はその線で政策を立て積極的に具体化すること。」などを強く要求したと記しています。

要求貫徹大会代表らが国会に提出していた部落解放国策樹立に関する請願は10月20日受理され、満場一致で採択されます。

同和对策審議会は前年の昭和35年8月に設置されていましたが、委員の人選が難航していました。田中ら国民大会代表らの抗議によって36年11月11日、内閣同和对策審議会の委員が任命されます。

村越ノート1を見ると、36年3月に開催した第16回大会の項には既に、

「直ちに同盟代表を多数加えた構成の審議会を発足せしめ、その事務局機構を拡大し、その審議決定を尊重せよ」

と記してあります。審議会に多くの同盟員を入れて同盟寄りの答申を出させて尊重させる戦略が練られていたことが分かります。

同対審委員は 19 名。内 11 名は関係省庁の副長官や事務次官です（総務・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治）。

解放同盟から北原泰作が入りました。他の委員は次の通り。●柳井政雄（全日本同和会会長） ●磯村英一（都立大教授） ●伊藤昇（朝日新聞論説委員） ●高山英華（東大教授） ●石見元秀（姫路市長） ●尾形進（中央職安審議会委員長） ●木村忠二郎（全国社会福祉協議会） ●田邊繁子（東京家裁調停委員）

解同は北原を委員に入れることに成功します。北原はこの年解同常任中央委員です（翌年も）。解放新聞中央版 89 号に北原の略歴が書かれています。それによると、明治 39 年生まれで、大正 11 年の全水設立当時より部落解放運動に参加。昭和 2 年、軍隊内の差別に反対して天皇に直訴するが、請願例違反で懲役 1 年。日本大学に入り社会科学を学ぶが中途退学。昭和 8 年、高松地方裁判所が差別裁判をしたとして糾弾闘争を指導。昭和 9 年、治安維持法違反で逮捕され、懲役 2 年（執行猶予 5 年）。昭和 11 年から 13 年まで衆議院議員松本治一郎の秘書。昭和 21 年、松本らと共に部落解放運動を再組織し、中央委員に就任。昭和 24 年、全国本部の書記長となり、松本の公職追放反対闘争を指導、と記しています。

北原は日本大学に入学後、共産主義に接近し昭和 8 年に共産党に入党します。翌年検挙され、獄中で転向を表明し 10 年 6 月、執行猶予判決を得て出獄しています。

戦後は部落解放の再建へ向けて開かれた三重県志摩での準備会合（昭和 20 年 10 月）から関わりを持っています。20 年 10 月に治安維持法が廃止されて共産党が「天皇制廃止と人民政府樹立」のスローガンを掲げて公然と活動を始めた同年 12 月の第 4 回大会に徳田球一の要請で参加して特別報告をしています。北原は「被圧迫部落の解放闘争」という題で「天皇制こそが一切の封建遺制の支柱だという認識に立って、天皇制の打倒、民主主義革命の完遂による部落の完全解放の重要性」を訴えています。（部落の歴史と解放運動 部落問題研究所）

「新日本建設の巨大な民主主義革命の確立による被圧迫部落解放のため(中略)強力なる自主的結集」と呼びかけて、21年1月に全国部落代表者会議発起人会を立ち上げた松本、朝田らと共に発起人の一人です。

昭和31年には解同の組織内候補として参議院選全国区に立候補し、選挙綱領に「差別の元凶、保守反動勢力を倒せ、平和・民主・独立の民主勢力は団結せよ」と掲げた人物です。落選しましたが、政治運動を行う政治家です。

先にも記したように、請願運動の成功を期しての「全国活動者会議」で「民主主義は2つあって、部落解放運動は新しい民主主義＝人民民主主義の確立にある。」旨述べた北原です。

「部落解放同盟としては、この審議会を名実ともに確立させ、部落解放に役立たせるために、北原常中を通じて組織の意見を活発に反映させていくべきである」(中央211号)

このような人物が同対審の審議員として送り込まれたのです。

昭和36年12月7日、同和対策審議会第1回総会が開かれます。この会で北原は「調査部会を設置し、部落の実態と部落民の要求を調査すること」「調査員は各委員が推薦する候補を持ち寄り、その中から選んで委嘱すること」を主張します。意図が透けて見えます。

7名の専門調査員のうち解同から2名、野本武一、米田富を入れることに成功します。野本は解同の常任中央委員を歴任している人物で、米田は昭和39年に中央委員、40年に統制委員長となっている人物です。他の5名は、●山本政夫、藤範晃誠(全日本同和会) ●大橋馨(明治大学) ●竹中和郎(日社大) ●小沼正(厚生省官房統計調査課長)。

こうして「審議会」は、「反米」で中共と繋がり、「独占資本こそ部落を差別し圧迫する元凶である」「天皇制の廃止」「憲法改悪反対」「日米安全保障条約撤廃」などの綱領を掲げて政治活動を行う解同の常任中央委員ら主要幹部が審議委員、調査員として入り込み、その中で審議が行われることになったのです。

「今後われわれは、同対審議会の運営と討議の内容の嚴重反映した諮問に対する答申がなされるようたたかわなければならない」(中央212号)。

解同や北原らは審議会「答申」に解同の要求を反映させるよう闘争を仕掛けます。(次号に続く)